

令和6年4月1日
香 美 町

最低制限価格等算定におけるスクラップ控除額の取扱いについて

令和6年4月1日以降に香美町が発注する建設工事（一般土木工事）における最低制限価格等の算定にあたっては、スクラップ控除額を下記のとおり取り扱いますので、ご留意ください。

記

工事費の積算において、直接工事費とは別にスクラップ控除額を計上している場合の最低制限価格等の算定にあたっては、直接工事費からスクラップ控除額を減じたうえで、所定の率を乗じます。

例：最低制限価格の算定式〈一般土木工事〉

$$\begin{aligned} & (\text{直接工事費} - \text{スクラップ控除額}) \times 0.97 \\ & + \text{共通仮設費} \times 0.9 \\ & + \text{現場管理費} \times 0.9 \\ & + \text{一般管理費} \times 0.68 \end{aligned}$$